

令和7年度（2025年度）

いじめ防止基本方針

～いじめの未然防止

- ・ 早期発見・早期対応の
取り組み方がわかる～

2024年度 生活委員会「いじめ撲滅標語づくり」優秀作品より
最優秀賞

しない させない 見逃さない

卒業生（20期生）の作品

佳作

気づこうよ そばで起きてる 嫌がらせ

現3年生の作品

優秀賞

いじめで傷ついた心は戻らない

現2年生の作品

札幌市立屯田北中学校

1 いじめのとりえ方

(1) いじめとは

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。札幌市教育委員会「いじめ問題への対応」より

起こった場所は校内外を問わない。また、「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものも含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応をとる必要がある。

(2) いじめのとりえ方で大切なこと

いじめかいじめでないかは人により感じ方とりえ方が様々であり、万人が共通に同一の基準でとらえることは難しい。大切なことは「いじめかそうでないか」を明確にするよりも、いじめの可能性のあるすべての事案を過小評価せず、「いじめかもしれない」という姿勢で、生徒の側に立って対応することである。

- *いじめかどうかを判断するのはまず生徒である。
- *生徒のいかなる訴えにも、まず耳を傾ける。
- *いじめは、周りの大人が見ようとしなければ見えない。
- *教職員の「いじめの認知のずれ」が重篤ないじめにつながる。
- *教職員の小さな声を大きく取り上げる。

(3) いじめの特質

いじめは見えにくい形で、巧妙化、継続化、集団化、未解決でエスカレートしていくなどの特質がある。こうした特質を認識しておくことが、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けた対策を講じる際に重要となる。

- *いじめは発見しづらい。
- *誰もがいじめられる側、いじめられる側に成り得る。
- *いじめられる側はいじめを正当化し、隠蔽する。
- *教職員の言動がいじめの発端や増長の原因となる場合もある。

(4) いじめに対する基本的認識

「深刻ないじめは、どの生徒にも起こりうる」という認識のもと、いじめ問題への対応については、家庭・学校・地域社会が、以下の基本認識に基づき、相互の連携を図りつつ根気強く取組を進めていくことが重要である。

- * 「いじめをすることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- * いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと。
- * 家庭の温かい愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しき、親子の触れ合いの確保が重要であることを家庭に理解・実践していただくこと。
- * いじめの問題は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- * 家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって解決に向かって真剣に取り組むことが必要であること。

2 本校の実態

(1) 本校生徒の実態

○本校生徒のほとんどは以下の4校から入学する。

	屯田小	屯田北小	屯田西小	屯田南小	その他
2024年度	83	69	59	2	3
2025年度	74	60	51	1	2

○昨年度実施した「悩みやいじめに関するアンケート」(11月実施)は、次のような結果である。

①「あなたは今の学年になってからいじめられたことがありますか。」という問いに「ある」と回答した生徒

	1年	2年	3年
2023年度	16	13	6
2024年度	90	71	31

②「自分がいじめられたら誰に相談しますか」という問いに対して「誰にも相談しない」と回答した生徒

	1年	2年	3年
2023年度	18	22	23
2024年度	13	12	11

近年本校では、自ら「いじめられている」と回答する生徒は学年が上がるにつれ少なくなる傾向にあり、また入学・進級当初は「いじめられている」と感じていた生徒も、11月段階では減少に転じていましたが、昨年度はタブレット端末を使って調査を行ったためか、いじめを訴えた生徒が急増しました。また「いじめられたら誰に相談しますか」の回答では前年度より減少傾向にありますが、「誰にも相談しない」と回答している生徒が一定数いることから、アンケートそのものへの回答数だけで判断するのではなく、誰にも言えずにいじめられていることを抱えている生徒がいるかもしれないという、傾向からの読み取りと、それに対する対応も必要である。

(2) 本校のいじめ対応について

①フォロー体制の確立

人間関係のトラブルが起きた場合、「屯田北中学校いじめ対応マニュアル」に沿って対応し、全校のフォロー体制を確立する。

- ① いじめについての事実確認
- ② 校内の指導体制・協力体制の確立
- ③ いじめられている生徒（知らせてくれた生徒）への対応
- ④ スクールカウンセラーの活用
- ⑤ いじめている生徒への対応
- ⑥ 周囲の生徒への対応
- ⑦ 保護者への対応
- ⑧ 関係機関との連携
- ⑨ いじめられている生徒の見守り

②札幌市いじめアンケートなどの活用

・札幌市教育委員会のアンケート調査（11月実施）以外に本校独自のアンケートも1学期と3学期に実施し、こまめに状況を把握するよう努める。さらにアンケートの分析については、シャボテンログを使いながら複数の教師（担任、副担任、支援部、管理職）で読み取り、スクールカウンセラーの助言なども受けながら、生徒の内面に寄り添う努力をしていく。

・アンケートデータは3年間保管する。

・教育相談は年2回設定し、小さな変化も見逃さない意識をもって取り組む。

③いじめ終結（解消）の判断

いじめの緊急対応を終えた後も、学校での対応や本人の状況を伝え、家庭との連携を長期的スパンで行う。（目安は6か月）この期間、いじめの実態がない場合はいじめを受けた本人、保護者が終結（解消）を判断する。いじめの終結については、いじめを行っていた生徒の保護者にも連絡をする。

④SNS等のいじめ対応

中学生のスマートフォンの所持率は高く、本校でも1年間に数件のトラブルが起きている。家庭の責任で持たせているものではあるが、そこでの人間関係が学校での人間関係に大きく関与していることを踏まえ、ネットモラルの向上を目的とした講演会や道徳などを活用し、予防に努める必要がある。

3 いじめ未然防止の取組について

(1) いじめについての理解

生徒、教職員及び保護者の三者が「いじめ防止基本方針」を十分に理解して行動できるようにする必要がある。特に「いじめは絶対に許されない」という風土を学校全体で醸成していくためにも、三者が本校の「いじめ防止基本方針」の策定に関わるとともに、PDCA サイクルを確立し、毎年基本的に以下の流れでその内容を確認することとする。

11月 「いじめ対策委員会」を開催。基本方針の見直し

12月 職員会議で次年度の基本方針を検討

2月 PTA 運営委員会で基本方針を検討

4月 職員会議で「いじめ対策委員会」から基本方針を提案

PTA 総会で基本方針を提示

※ 月1回の「いじめ防止対策推進委員会」を開催

(2) 道徳教育及び「屯田北らしさ」を大切にした生徒の活動の充実

① 道徳教育の充実

「規範意識の醸成」「自己コントロール」「他者の痛みや困りに気づく優しさや思いやりの育み」など、豊かな心の育成を、本校が行ってきた教育活動の中で一層大切にしていけることがいじめの未然防止につながる。「いじめ」について自ら考える機会や学校の姿勢を明確に伝える場、また安心して生活できる環境づくりを生徒自らが考える時間を確保するなど、年間 35 時間の道徳の授業を充実させる。

② 「屯田北らしさ」の継承によるいじめの未然防止

本校は「心通うあいさつ」と「心震える合唱」を重点に掲げ学校づくりに取り組んできた。コミュニケーションの第一歩であるあいさつ、協働で取り組む学校祭や合唱は心の通い合う人間関係を築く下地となり、いじめを未然防止することにつながる。先輩から後輩へと受け継がれる、このような学校文化を大切に守りながら、生徒の主体的な活動の充実を図る。

(3) 自己有用感の涵養

他の尊厳を守り、相手の存在を認め受け入れることができる生徒は、自分自身も他者から認められた経験のある生徒である。本校で行われるすべての教育活動において、子ども一人ひとりが他者への思いやりの心を持ち、人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視し、「自己有用感を高める」ことにつなげる展開を意識して行う必要がある。

4 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 教職員によるいじめの積極的な認知

私たちは、日常の登下校、休み時間、授業、特別活動や部活動などでの見守りや教育相談、いじめのアンケート調査によって実態把握を進め、情報の共有、校内研修によるいじめの態様や特質についての研修を行っている。今後もこれらの努力を続けるとともに、スクールカウンセラーや相談支援パートナーとの連携を密にし、いじめの早期発見に努める。

(2) 教育相談の充実

- ・ いじめのアンケート調査をもとに迅速な対応ができるよう、年に2回の教育相談を設定する。
- ・ アンケートは定期的・継続的に実施し、結果は複数の教職員で分析・共有する。
- ・ 必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 組織と運営

いじめ防止対策推進法第 22 条により、本校においては「いじめ防止対策推進委員会」として学校長の命をうけ、以下の構成による組織を設置する。

教頭、生徒支援部長（生徒指導主事）、各学年代表、関係教諭、養護教諭

SC

SSW

※目的により保護者、外部専門者、スクールロイヤーなどが加わる

本委員会の役割は「札幌市いじめ防止等のための基本方針」により次のような内容とする。

- ①いじめに関わる情報があった時は、情報の迅速な共有、関係生徒への聴取、事実関係の明確化等が速やかに行われるよう緊急に会議を開く。
- ②会議では、関係する保護者と連携し適切な対応ができるよう、指導や支援の体制、対応方針を具体的に定める。
- ③学校の基本方針に基づいた取組となっているか検証するとともに、学校の定めた基本方針そのものの検証・修正を PDCA サイクルで行う。
- ④いじめや問題行動などに関わる情報を集約し、それらの教職員への共有化を図る。
- ⑤いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。

(4) 対応の流れ

組織的な対応を行うことによって、事態を深刻化させずにいじめを早期に解決したり、いじめの再発を防止することを目的とする。

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「軽微である」とか、「重大だ」といった判断を決して個人で行わず、委員会を組織し、計画的且つ組織的に対応する。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行う。

【組織としての原則的な対応手順】

- ① いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ② 関係する生徒の保護者との速やかな連携と改善に向けた協力要請
- ③ スクールカウンセラーの活用により、生徒の安全確保、心情理解に迫る
- ④ 事実関係の確実な把握
- ⑤ 再発防止に向けた保護者への対応
- ⑥ 教育委員会への報告
- ⑦ いじめの措置（加害生徒への指導・被害生徒への指導・周囲への指導）
- ⑧ いじめの解決

これらはいくまでも原則であり、生徒の心理状態等によって、適宜適切に判断して進めていく。特に被害生徒への配慮を大切にすることはもちろんのこと、昨今問題となっている「指導死」など、加害生徒への指導も計画的且つ適切に行わなくてはならない。

【インターネット上のいじめへの対応】

デジタルネイティブ世代である生徒にとって、インターネットをはじめとする情報機器はもはや生活にとって切り離せない大切なツールであることを理解した上で、モラルを醸成し、ネットリテラシーを高めていく教育が不可欠である。また、保護者に対しても必要な啓発を行うことは急務である。

インターネットの不適切な書き込みなどが生じた場合は被害の拡大を避けるため、速やかに必要な措置を講じる。見えづらいネット上でのいじめを未然に防止するためにも、アンケートなどを活用す

- ① 事実確認をし、内容を保存と管理者の確認
- ② いじめられている生徒への対応
- ③ いじめている生徒の特定
- ④ 双方保護者への説明
- ⑤ 関係機関（教育委員会、警察）と連携を図り速やかに書き込みの削除を依頼
- ⑥ 関係している学級や学年の生徒への指導

る。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処概要(いじめ防止対策推進法第 28 条及び 30 条)

教育委員会又は学校はいじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこととなっている。

※重大事態とは

- ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより自動等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

教育委員会または学校は、上記について調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供することとなっている。また、教育委員会は重大事態が発生した旨を市長に報告することになっており、さらに市長は必要と認めるときは再調査を行うことができ、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものと定められている。

(2) 重大事態への具体的な手順

- ① 重大事態発生の報告(学校⇒教育委員会⇒市長)
- ② 調査主体の判断
- ③ 調査の実施
- ④ 調査結果の提供及び報告
- ⑤ 再調査及び措置

以下に本校の「いじめ対応マニュアル」を付す。



いじめ対応マニュアル

屯田北中学校のいじめに対する取組 (いじめ対応マニュアル)

『いじめ』が起こる前に

【未然防止の取組】

- ・生徒会、委員会におけるいじめ防止の「標語づくり」を行う。
- ・いじめが許されない姿勢、環境作りをする。
- ・ピア・サポートを生かした人間関係づくりをする。
- ・情報モラルの学習を企画し行う。
- ・道徳を通じての「いじめられている生徒」の「気持ちの理解」をする。

- ◎本校生徒一人一人がいじめ問題について考え、生徒会や委員会活動等において「標語づくり」に取り組むなど、全員が自分の意見等を発信する場を設ける。
- 学校は生徒に対して「いじめは絶対に許さない」「いじめられている立場に立って考える」という姿勢の下、生徒の発達段階の応じた指導を行う。
- 上記の姿勢を明確に生徒に伝え、安心して生活できる環境作りを行う。

『いじめ』が起ってしまったら

【早期発見】

- ・教員のいち早く「いじめ」を発見する努力をする。
- [様子と変化の観察]
- ・教員の情報の共有を図る。
 - ・教員のアンケートなどを利用しての状況把握を行う。

【早期対応】

- ・速やかにかつ組織として対応する。
- ・事実関係の確認を正確に行う。
- ・いじめを受けた生徒の安全確保をする。
- ・被害生徒、加害生徒への支援を行う。
- ・保護者への説明をする。

- ◎「いじめはどの子にもどこの学校でも起る」「いじめは見つけにくい」という認識を持って、生徒を細やかに観察し、生徒が発する小さなサインや不安、悩みにいち早く気付く努力をする。
- ◎年に複数回アンケート調査や教育相談などを実施し、定期的に生徒の状況を把握する。

『いじめ』が解決しても

【再発防止】

- ・保護者への説明をする。
- ・再発防止への協力を要請する。
- ・今後の対応を適切に行えるよう協力を要請する。
- ・解決したと思われた後も、半年程度、生徒の様子を把握し支援を行う。

- いじめへの対応や取組について、生徒や保護者はもちろん、地域の方にも知ってもらおう。(学校だより、ホームページ、保護者会)
- 健全育成推進会などとタイアップして地域も含めて生徒を見守っていく。
- 生徒や保護者がいつでも相談できる体制づくりを行う。
- 実効性の高い取組を実施するため、本基本方針が本校の実情に即して機能しているかを毎年点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを実行していく。

組織的ないじめ対応の流れ

札幌市立屯田北中学校

- ・全職員で生徒に関わり、登校観察などから情報を得る。
- ・些細な兆候であっても、いじめに発展する可能性を見逃さずに、学年代表や生徒指導担当に報告、全教職員で情報を共有する。
- ・アンケート調査や教育相談を計画的に実施する。

いじめの情報の把握

正確な事実確認

- ・いじめ行為は即その場で指導する。
- ・生徒、保護者、地域等からのいじめ情報、苦情、相談を受けたときには真摯に傾聴し対応する。
- ・周囲の生徒を含め関係する生徒から速やかにかつ正確に聞取りを行う。
- ・同時刻、個別の聞取りとその記録化。情報を一カ所に集めて情報を整理する。
- ・学年代表や生活担当、生徒指導部から教頭、校長に報告する。

チームづくり 指導方針の決定

- ・「いじめ防止対策推進委員会」の招集と役割分担をする。
- ・委員会の中で指導、支援の方針を決定する。
- ・全教職員でいじめの事実について共通理解を図る。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合は教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行う。

警察との連携

- ・保護者と会って、事実関係をその日のうちに正確に伝える。
- ・いじめの背景を共有し再発防止への協力を要請する。

生徒への指導・支援

- ・被害の生徒に寄り添い心のケアに努める。被害生徒の安全確保のため休み時間なども見守りを行う。
- ・加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわない心を育てる。

保護者との連携

再発防止

- ・指導、支援体制に修正を加え同じようなことが繰り返されないようにする。
- ・被害生徒とその保護者の了承を得た上で、再発防止のための学級指導、学年指導を行う。
- ・同様のいじめが発生しないようにピア・サポートをはじめとした認め合う人間関係の集団づくりを進める。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応

<学校>

重大事態の発生

- ① 生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

<教育委員会>

重大事態発生の報告

調査①

※調査の目的は、事実関係を明確にすること

※教育委員会により調査主体を判断する

学校

または

教育委員会

弁護士等有識者を加えた調査組織による調査

教育委員会の附属機関による調査（札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会）

※いじめを受けた生徒及び保護者に調査結果を報告し、希望があれば調査結果に意見書を添付して市長に報告する。

<市長>

重大事態発生の報告

調査結果の報告

※再調査の必要性を判断

再調査

調査②

調査終了

子ども未来局

※調査①の結果について調査する

附属機関による調査等

※いじめを受けた生徒及び保護者に調査結果を説明する

再調査終了

再調査結果の報告

<議会>

再調査結果の報告

※市長及び教育委員会は、当該重大事態発生と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる